認第２号　平成２５年度藤枝市国民健康保険特別会計

平成２５年度は、本市において８年ぶりに保険税の値上げが実施された年でありました。

私どもは、この値上げは必要であったか。当時の予算議会において様々な場で議論をしてきました。藤枝市はここ数年、当初予算の段階で一般会計から法定外の繰り入れを国保会計に行う予算を組んでいながら年度末の補正予算でこれを使わず減額補正し、余った分は不用額としております。その額が非常に大きい。２５年度決算で言うと、当初一般会計からの繰り入れを法定外２億８４００万含め１０億７５００万としておきながら１億４３００万の減額補正をし、最終的な決算調停額が６億１８００万、あまった不用額は３億１３００万です。この傾向はずっと続いており、24年度決算でも９億９４００万の当初予算が年度末補正で７億７４００万になり、決算が４億８０００万、不用額２億９４００万、２３年度も当初予算７億６２００万、補正で７億５５００万になって決算が４億７８００万、不用額２億７７００万。あまるんだったら、こうしたお金を支払い準備基金や翌年度に繰越をして値上げを抑えることができるのではないか。それに対して、市の考えはそれをすれば赤字補填をしているとみなされて国からの毎年１億７０００万規模で交付される特別調整交付金特特分がもらえなくなる。というのが主な理由でありました。

もともと国保は年齢構成が高くて医療水準が高い人たち、所得水準が低い人たちが多い保険ですから、本来であれば憲法２５条の生存権に基づく社会保険である以上、お金の有無にかかわらず当然受ける権利として国がその責務を負うべきですが、昭和５４年６４％あった国庫支出金が現在では２５％にまで下がってしまっている。ここに本紙だけでなく市町村国保が抱える構造的な主要因があります。

一方で、市民が置かれている状況はどうでしょうか。国保税が高すぎる実態は誰が見ても明らかではないでしょうか。一例をあげますと、１２年度に国保の減額対象となった世帯数は８８５万世帯、国保加入全世帯の４３％を占めています。かつて国保加入者の５２％は自営業者と農林水産業者が占めていましたが、この１２年にはそうした世帯は１３％にまで減少し変わって増加しているのが被雇用者、すなわち社保には入れない非正規雇用の人たちで実に３１％を占めるに至っています。こうした労働者の年収は男性でも２００万未満が５７％、女性に至っては８５％です。加入者の所得水準は、国保９１万円、健保が１９５万円、無所得世帯の割合は２２・８％を占めるに至っています。

ひとりあたりの医療費は国保が２９万円、健保が１３万３千円、６５歳から～７４歳の割合が国保は３１％、健保はたった２・６％。年齢構成が高い国保世帯は医療費水準も高いのは当然です。こうした世帯に収入の１割もの国保税の負担と３割もの窓口負担は耐え難いものではないでしょうか。

保険料を払えない人の行く末は期間の短い短期保険書や窓口１０割負担の資格証明書です。命に関わる問題であり、市議会としては「仕方ない」で済まされることではありません。国保は相互扶助であり、一般会計からのこれ以上の負担等は国保世帯以外の負担を強いることになるという議論がありますが、国保法にはどこにも相互扶助とは書かれておらず第１条にははっきりと社会保障と明記されており国民の生存権に基づく制度です。国がその責任を投げ出しているので、自治体でやるべき事も限界があるわけですが、本市はもう既に保険料軽減のため３年間で6億円の一般会計からの繰り入れをする方針を打ち出して特別会計との垣根は既に乗り越えています。故にこの不用額についても、被保険者が置かれている状況をまず第１に考え、特特が失われた場合でも、新たなヘルスアップ事業など本市で優れている健康予防策の拡充で取り返すことも可能なはずであり、そうした活用で保険税軽減に当てていくべきであります。同時に、国に対し本来の責務を果たすように市からも強く要望することです。以上、高すぎる保険税に悲鳴を上げている市民の立場から、反対の討論とします。